

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成29年4月18日（火） 8：28～8：44

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（総務大臣、内閣府特命担当大臣）
金田勝年 国務大臣（法務大臣）
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）
松野博一 国務大臣（文部科学大臣）
塙崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）
山本有二 国務大臣（農林水産大臣）
世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
山本公一 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
稻田朋美 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
今村雅弘 国務大臣（復興大臣）
松本純 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
鶴保庸介 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
石原伸晃 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
加藤勝信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山本幸三 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
丸川珠代 国務大臣
陪席者：萩生田光一 内閣官房副長官
野上浩太郎 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 6件
- 国会提出案件 13件
- 公布（法律） 6件
- 政令 3件
- 人事 3件
- 報告 1件
- 配布 1件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、野上副長官から御説明申し上げます。

○野上内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「特定船舶の入港禁止の実施」及び「北朝鮮貨物に輸出入承認義務を課する等の措置」に関し、国会の承認を求めるについて、御決定をお願いいたします。本件は、特定船舶法及び外為法に基づき、北朝鮮船籍全船舶等の入港禁止及び北朝鮮に対する全貨物の輸出入禁止を2年間延長した措置について国会の承認を求めるものであります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の追加提供等について、御決定をお願いいたします。

今回の案件は、青森県の三沢飛行場の滑走路改修工事に伴い、代替施設として同県八戸航空基地の滑走路等を追加提供するもの等計6件であります。

次に、「2020年ドバイ国際博覧会に対する公式参加」について、御了解をお願いいたします。本件は、アラブ首長国連邦から参加招請があった2020年ドバイ国際博覧会に対し、政府として公式に参加するものであります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「コスタリカ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、質問主意書に対する答弁書13件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「裁判所職員定員法の一部改正法」外5件が、14日までの参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部の施行期日令」は、同法の施行期日を平成30年1月1日と定めるとともに、休眠預金等交付金に係る資金の活用方針に関する規定等の施行期日を本年4月24日と定めるものであり、「休眠預金等活用審議会令」は、同法の施行に伴い内閣府に設置することとされている同審議会の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、くろまぐろについて、その保存及び管理を図るため、同法に規定する第一種特定海洋生物資源とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、麻生副総理が20か国財務大臣・中央銀行総裁会議出席等のため、明日から23日まで海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、關正男外360名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、「平成28年度第4・四半期に締結された無償資金協力に係る取極」について、御報告があります。本件は、本年1月から3月までの3か月間に締結された、33か国、5機関の計58件、総額約568億円の取極について、取りまとめたも

のであります。

次に、配布資料といたしまして、「会計検査院法の規定に基づく報告書」があります。本件は、参議院からの要請に基づき実施した会計検査の結果について、参議院に報告した旨、会計検査院から内閣に対し通知があつたものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「無償資金協力に係る取極の締結」について、御決定をお願いいたします。本件は、我が国と相手国政府との間で実質的な合意をみた無償資金協力を取りまとめたもので、14か国に対する計16件、総額約85億円の贈与等を行つものであります。個々の案件につきましては、相手国政府との書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、締結状況は適宜取りまとめ、別途、閣議に御報告することといたします。

次に、件名外の人事案件について、申し上げます。平成29年春の褒章754名について、御決定をお願いいたします。なお、発令日までの間に死亡した者につきましては、遺族追賞等の手続きをとることとし、また、褒章を授与することがふさわしくない事由が生じた候補者につきましては、その発令を留保することとしております。報道関係の取扱いにつきましては、4月28日午前5時から報道解禁となっておりますので、特に御留意いただきますようお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、農林水産大臣。

○山本（有）国務大臣：4月15日から5月14日までの1か月間は、「みどりの月間」であり、この間、緑の募金運動を重点的に展開することとしております。

緑の募金は、国民の自発的な森林整備活動を推進するものであります。各大臣におかれましては、「みどりの月間」の最初の1週間である4月15日から4月21日まで、緑の羽根を御着用いただき、運動に御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：麻生副総理は海外出張いたしますが、その出張不在中、高市大臣を財務大臣の臨時代理に指定するとともに、金融担当大臣の事務代理を命じます。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、総務大臣。

○高市国務大臣：今年度から「テレワーク・デイ」の取組を実施することといたしました。これは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、関係府省連携のもと、テレワークのさらなる国民運動化を図るため、オリンピック開会式が行われる7月24日に、全国的にテレワーク実施を呼び掛けるものであります。

総務省では、テレワーク施策の主管官庁として、キャンペーンサイトの開設、周知イベントの開催などを行い、広く企業や自治体に参加を呼び掛けてまいります。

各大臣におかれましては、所管の業界にも周知をお願いしたく、ご協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、経済産業大臣。

○世耕国務大臣：2012年ロンドン大会の開催時にテレワークが導入され、交通混

雑緩和、企業の生産性向上等につながりました。この経験を参考に、「テレワーク・デイ」の取組が順次拡大されるように産業界に働きかけてまいります。

また、通勤時間の削減を超えて、時間を梃子にした新たな市場創出という発想で、プレミアムフライデーなどの取組との連携を進めてまいります。

経済産業省でも、国会対応でのテレワークの導入、全管理職員による体験の促進等に取り組んでおり、今回の取組を機に、テレワークの活用を一段と進めてまいります。

○菅国務大臣：次に、加藤大臣。

○加藤国務大臣：テレワークについては、先月末に決定した「働き方改革実行計画」において、長時間労働を招くことがないように留意しつつ、ガイドラインの制定やテレワーク・デイの設定など実効性のある政策手段を講じて、普及を加速させていく旨、盛り込んだところです。

今回のテレワーク・デイの実施を契機として、今後、テレワークの普及が加速していくことを期待しており、各大臣の御理解と御協力をお願ひいたします。

○菅国務大臣：次に、山本幸三大臣。

○山本（幸）国務大臣：国家公務員についても、テレワークの更なる推進が不可欠です。7月24日の「テレワーク・デイ」に国家公務員も率先して参加することで、テレワークの普及拡大につなげ、公務部門の働き方改革を一層加速させたいと思います。

しかし、現状では、テレワークに使用できる端末の台数に制約があるなど、希望者が自由にテレワークができる環境がない府省もあります。

「働き方改革実行計画」では、国家公務員のテレワークに関し、2020年度までに計画的な環境整備に取り組むこととされていますので、この機に積極的な取組をお願いします。既に環境整備の進んでいる各省におかれては、「テレワーク・デイ」の積極的な参加に御協力をお願ひします。

また、地方創生の推進に向けて、内閣府においては、今夏にもサテライトオフィスの試行に取り組むことを検討しており、これはテレワークの推進にも資することから、各省におかれては、サテライトオフィスについても、積極的な御検討、御対応をお願いします。

○菅国務大臣：次に、丸川大臣。

○丸川国務大臣：2020年東京大会においては、一時的に拡大する交通需要に対して、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えつつ、選手及び観客の円滑な輸送を実現することが重要な課題です。

テレワークが交通需要抑制の有効な施策の一つとなり得るよう、関係閣僚の皆様の御協力をお願ひします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成29年
4月18日〕

(火)

◎一般案件

資料
あり

- 1. 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき国会の承認を求めるの件
(決定) (外務・国土交通省)
- 1. 外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて国会の承認を求めるの件
(決定) (外務・経済産業省)
- 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条に基づく施設及び区域の一部返還、共同使用及び追加提供について (決定) (防衛省)
- 2020年ドバイ国際博覧会に対する公式参加について (了解) [経済産業・総務・外務・
文部科学・農林水産・国土交通省]
- 資料なし ☆コスタリカ国駐箚特命全権大使伊藤嘉章に交付すべき信任状及び前任特命全権大使篠原 守の解任状につき認証を仰ぐことについて (決定)
(外務省)

資料
なし資料
あり

◎国会提出案件

- 1. 衆議院議員初鹿明博(民進)提出総理夫人の選挙応援の随行に関する質問に対する答弁書について (決定) (内閣官房)

1. 衆議院議員宮崎岳志（民進）提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人の公務遂行補助活動と私的活動のための全国各地への訪問、及び夫人付の内閣事務官の同行に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣官房）
1. 衆議院議員宮崎岳志（民進）提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人が動物愛護団体のメンバーとともに福島県の被災地を訪問したか否か、及び総理夫人付職員が同行したか否かに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員宮崎岳志（民進）提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人及び夫人付職員による省庁等への働きかけ、問い合わせ等の有無に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員上西小百合（無）提出テロ等準備罪に関する質問に対する答弁書について（決定）（法務省）
1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出テロ等準備罪における準備行為の解釈に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出テロ等準備罪の対象犯罪における予備罪および準備罪に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員階猛（民進）提出共謀罪の「準備行為」に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員階猛（民進）提出共謀罪における共謀関係からの離脱に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員福島みづほ（希望）提出「テロ等準備罪」（共謀罪）に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人に発給された外交旅券に関する再質問に対する答弁書について（決定）
(外務省)
1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出トランプ政権のシリアへの軍事行動への安倍総理の支持表明に関する質問に対する答弁書について（決定）
(同上)
1. 衆議院議員長妻昭（民進）提出教育勅語を道徳科の授業で扱うことに関する質問に対する答弁書について（決定）
(文部科学省)

◎公布（法律）

- 資料なし ☆
1. 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（決定）
 1. 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（決定）
 1. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律（決定）
 1. 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（決定）
 1. 農業機械化促進法を廃止する等の法律（決定）
 1. 主要農作物種子法を廃止する法律（決定）

◎政令

- 資料あり
- 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）
(内閣府本府・金融庁)
- 〃 ○休眠預金等活用審議会令（決定）
(内閣府本府)
- 〃 ○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
(農林水産省)

資料
な
資 料
あ
り

◎人 事
☆財務大臣麻生太郎の海外出張について（了解）
☆元参議院参事關 正男外 360名の叙位又は叙勲
について（決定）

資料
あ
り

◎報 告
☆平成28年度第4・四半期に締結された無償資金
協力に係る取極について （外務省）

◎配 布
☆会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書
(内閣官房)

[○署名あり ☆署名なし]

◎一般案件

資料あり ○ 無償資金協力に係る取極の締結（平成 29 年度第 1 次取りまとめ分）等について（決定）（外務省）

◎人 事

資料あり ○ 平成 29 年春の褒章について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]